(2)　利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過している対象設備（(3)に掲げるものを除く。）　当該対象設備の対照価格の八割に相当する額	(2)　製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から十二月が経過しているもの（(3)に掲げるものを除く。）　当該対象設備の対照価格の半額に相当する額
(3)　利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から三十六月が経過している対象設備　当該対象設備の対照価格に相当する額	(3)　製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過しているもの　当該対象設備の対照価格の八割に相当する額
［ロ・ハ　略］	［ロ・ハ　同上］
［2　略］	［2　同上］
附　則	**附　則**
［1～3　略］	［1～3　同上］
4　第二十二条の二の十六第一項第一号に規定する対象設備が無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備である場合における第二十二条の二の十六第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「四万円」とあるのは「五万五千円」と、「八万円」とあるのは「十一万円」とする。	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年十二月二十六日から施行する。